

広島県告示第二百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年三月十五日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号		所在地		土砂災害警戒区域		区域の名称		土砂災害警戒区域		区域の名称		土砂災害警戒区域	
		寺地内											
植松川（六四八h）地区	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	大毛寺川支川（六四七隣）地区	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	平成十五年広島県告示第四百五十七号 平成十六年広島県告示第千七十一号 平成十九年広島県告示第千二百三十四号 平成二十一年広島県告示第三百二十号 平成二十二年広島県告示第八百八十九号 平成二十五年広島県告示第八百八十八号	広島県広島市安佐北区可部町綾ヶ谷、同区可部町勝木及び同区可部町大毛	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土石流
植松川（六四八g）地区	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	植松川（六四八a）地区	大毛寺川支川（六四七隣）地区	植松川（六四八a）地区	大毛寺川支川（六四七隣）地区	土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	土石流
植松川（六四八f）地区	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	植松川（六四八b）地区	植松川（六四八a）地区	植松川（六四八b）地区	植松川（六四八a）地区	土石流	土石流	土石流
植松川（六四八e）地区	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	植松川（六四八c）地区	植松川（六四八b）地区	植松川（六四八c）地区	植松川（六四八b）地区	土石流	土石流	土石流
植松川（六四八d）地区	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	植松川（六四八a）地区	植松川（六四八b）地区	植松川（六四八c）地区	植松川（六四八b）地区	土石流	土石流	土石流

大毛寺川支川 (一〇八八)) 地区	大毛寺川支川 (一〇八九 a) 地区	行森川支川 (五一五三 行森川支川 (五一五三 a) 地区	大毛寺川支川 (一〇八八) 地区
土石流	土石流	土石流	土石流
土石流	土石流	土石流	土石流
土石流	土石流	土石流	土石流

大毛寺川支川 (六五九)	地区	大毛寺川支川 (五二七〇)	地区	大毛寺川支川 (五二七二)	地区	大毛寺川支川 (六四九b)	地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
谷和川 (六四九a)	地区	谷和川 (六四九a)	地区	谷和川 (六四九b)	地区	谷和川 (六四九b)	地区
土石流	土石流			土石流	土石流		土石流